

高圧需要側の申込概要について



2026年9月
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

<共通>

はじめに	3
------	---

<新增設関係>

1. 新增設申込みに必要な書類について	4
2. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて	7
3. 新增設申込み内容（工事箇所等）の明確化	10
4. 接続供給開始希望日についてのお願い	11
5. 契約電力の根拠資料について	13
6. 系統連系申込みにについて	14
7. Web申込システム申請時のお願いについて	16
8. 撤去申込みにについて	18
9. 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要	24
10. 弊社へお問合せいただく際のおお願いについて	26
11. 当社からの連絡について	28
12. 新增設に係る約款認可申請のお知らせ	29

<スイッチング関係>

13. スイッチング申込みにについて	31
14. 新增設・スイッチング申込みが重複する場合の扱いについて	36
15. スイッチング申込みに関するお問合せ	37

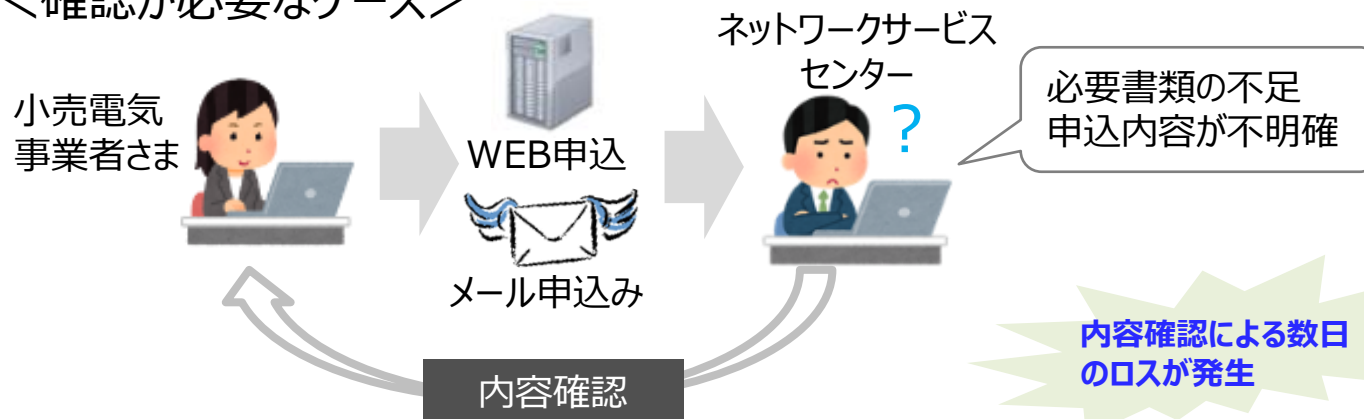
2026年度版 説明会資料の主な改訂内容



	区分	ページ	変更概要
1	追加	P6	お申込みに関するよくあるお問い合わせを追加
2	追加	P7、9	接続供給兼基本契約申込書による申込みの説明内容を追加
3	追加	P17	W e b 申込システム申請の説明内容を追加
4	変更	P23	よくあるお問合せの項目追加
5	追加	P26～27	弊社へお問合せいただく際の説明内容を追加
6	追加	P29～30	新增設に係る約款認可申請の説明内容を追加
7	変更	P32	接続供給兼基本契約申込書の具体的記載例を追加
8	追加	P33～P34	メール申込分（分割接続供給，みなし分割接続供給，自己託送二社供給）の概要および申込期日～概要および申込期日の説明内容を追加
9	追加	P35	申込後のマッチング確認とスイッチング同時の契約変更について契約変更の説明内容を追加
10	変更	P37～P39	良くある問い合わせの項目追加

- 接続供給契約のお申込み内容を確認させていただき、必要書類が不足している場合や申込内容が不明確な場合に、小売電気事業者さまへ確認が必要となるケースがございます。
- ご確認に要する数日の対応が発生し、**小売電気事業者さまにご不便をおかけすること**になりますのでお申込みに際しての注意事項やお問合せいただく際のお願いについて説明をさせていただきます。

＜確認が必要なケース＞



＜確認が不要なケース＞





1. 新增設申込みに必要な書類について

- お申込み種別ごとに必要書類が異なります。弊社HPに「申込提出書類および記載項目一覧表」を掲載しておりますので、ご申請前にご確認をいただきますようお願いいたします。

※書類に不備がある場合、差戻となり再申請時再度資料を一式お送りいただく必要があり手間が発生してしまいます。

- ◆掲載箇所（次スライドで掲載箇所紹介します）
（当社所定申込様式～申込提出書類および記載項目一覧表）

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/260323_list.xlsx

	書類名	申込種別				
		新設	撤去	契約変更	種別変更	設備変更
1	接続供給兼基本契約申込書	○	○	○	○	○
2	接続供給兼基本契約申込書別紙	○	○	○	○	○
3	単線結線図	○		△		○
4	受電設備一覧	○		△		△
5	負荷設備一覧	○		△		△
6	構内図	○		△		○
7	付近図	○				
8	撤去または新設の接続供給契約（高圧）時の確認票	○	○			
9	自家用図面確認・協議票	△		△		△
10	契約電力の決定根拠資料	△		△		
11	高調波流出電流計算書	△		△		△
12	系統連系申込書	△		△		△
13	供給事前検討回答書			△		

【参考】お申込みに必要な書類について



■ 掲載箇所

当社HP : <https://www.tepco.co.jp/pg/>

①



東京電力パワーグリッド

企業情報

一般のお客さま

発電事業者さま・
小売電気事業者さま

電気工事店さま・
電気主任技術者さま

その他お手続き・
ご案内

②

発電事業者さま・小売電気事業者さま

お知らせ

- > 系統情報について
- > 送配電系統利用に関するルール
- > 系統アクセスに関する各種制度概要
- > 行為規制の取り組みについて

お手続き

- > 電気の供給者変更のお手続き
- > 新增設のお申込み
- > 低圧供給お申込み概要
- > 高圧・特別高圧供給お申込み概要

お問い合わせ

- > お問い合わせ

③

高圧・特別高圧供給側お申込み一覧

小売電気事業者さまが、高圧・特別高圧供給に関するお申込みを行うためのお手続きの流れをご案内いたします。

新設・契約変更・設備変更に関するお申込み >

スイッチング（供給者変更）に関するお申込み >

④

当社所定お申込み様式

申込み前にこちらをご確認ください。

[「申込提出書類および記載項目一覧表.xlsx」](#)

【参考】お申込みに関するよくあるお問合せ

お問合せ	回答
添付資料の容量が大きくWebシステムへの添付が出来ないが、自社クラウド等を介した資料の提出での申込みをする事はできないか。	システム容量上限に収まるようご提出をお願いいたします。 ※合計10ファイル 20MB、1ファイル5MB 上限 上限に収まらない場合等個別事情がある場合は、郵送やクラウドを介した資料提出についてご相談させていただきますので個別にお問合せをいただきますようお願いいたします。
メールで申請したが不足資料があり差戻をされた。再申請したいが不足資料のみの提出でいいか。	一度差戻させていただきました資料の保管はしておりませんので、誠に恐縮ですが不足資料のみではなく全資料の再提出をお願いいたします。
Web申し込みシステムの申請の仕方がわからないので教えてほしい。または操作ガイド等HPに掲載されているのか。	弊社HPに操作ガイドを掲載しておりますので、お問合せいただく前にご確認をいただきますようお願いいたします。 ※掲載箇所 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/OperationGuide.pdf
メールで申請する際、進捗状況を共有したい為、工事店や需要家等申請に関連する関係者も宛先やCCに追加して申請したいが問題ないか。	ご契約情報や個人情報保護の観点からご契約者様以外は、宛先やCCに追加して申請することはお控えいただきますようお願い申し上げます。

2-1. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて

- 接続供給兼基本契約申込書においては、「別紙（連記式）（計画・需要L側）」シートの上部の記載例を確認いただきご申請をいただきますようお願いいたします。
- 需要者パルス提供をご希望される場合、需要者様より弊社HPより申請をいただく必要がございますので「パルス需給の要否」は「否」にて入力いただきますようお願いいたします

【当社ホームページ申込書掲載箇所】

[://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/moushikomiyoushiki.zip](http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/moushikomiyoushiki.zip)

接続供給兼基本契約申込書別紙【需要場所場所の概要】（連記式）本シートへ入力すると、別紙（個票）シートへ表示されます。

1	2	3	4	5	6	7	8	47
No	接続供給開始希望日	需要者の名称		供給地点特定番号	電気の使用住所（需要場所）			パルス受給の要否
		カタカナ ※全角	漢字	*22桁 スペース等入力しないで下さい	郵便番号	都道府県	住 所	
o(例)	2016年4月1日	〇〇カブシキガイシャ △△ビル	〇〇株式会社 △△ビル	0310112040112345678901	1350016	〇〇県	〇〇市〇-〇-〇	否

■ 上部に記載されている記載例を確認いただき、不備が無いよう申請をお願いいたします。

! Point

■ 需要者パルス提供をご希望される場合は弊社HPより申請をいただきますようお願いいたします。

【需要者パルス提供申し込み】

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pulse/index-j.html>

! Point

2-2. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて

- 接続供給兼基本契約申込書のご契約者さま（小売電気事業者さま）の名称は、半角や全角で入力されているケースがございますので、**すべて全角で入力**をお願いいたします。また、名称の前後にスペースは入力しないようお願いいたします。



東京電力パワーグリッド株式会社 御中

年 月 日

接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、実需同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

名 称 :	
役 職 :	
氏 名 :	
住 所 :	
所 属 :	

印

【拡大図】

接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、実需同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契 約 者 名	名 称 :
	役 職 :
	氏 名 :
	住 所 :
所 属 :	

印

! Point

- **すべて全角入力**
- **名称の前後にスペースの入力はしない**

2-3. 接続供給兼基本契約申込書による申込み時のお願いについて

- 変更申込みをされる場合、接続供給兼基本契約申込書別紙の当該項目の変更および「その他特記事項」へ変更内容をすべて記載のうえ、ご申請をいただきますようお願いいたします。
- 申込みを取り下げる場合、「接続供給申込み取下げ願い書」によりご申請をいただきますようお願いいたします。

【例】

接続送電サービス(今回)				設備概要(今回)			その他特記事項
契約電力(kW)	(内自家補相当分(kW))	供給電気方式	供給電圧(kV)	受電設備容量(合計)(kVA)	負荷設備容量(合計)(kW)	発電設備容量(kW)	
8,600kW	700	交流三相3線式			12,000kW		
600kW		交流三相3線式		800kVA	800kW		この欄は特記事項に転記する内容が記載いただけます 【変更申込】 契約電力:500kWから600kWへ変更 工事内容: PAS取替・ケーブル張替に加えてキュービクル取替を実施 受電設備容量: 700kVAから800kVAへ増加 工事資料: 受電設備容量を変更した単線結線図を提出します

! Point

- 当該項目の変更および変更される内容をすべて記載のうえ、申請をお願いいたします。

3. 新增設申込み内容（工事箇所等）の明確化



申込み受付時に工事内容等を確認できないケースがあるため、特に以下3点についてご確認いただきお申込みをお願いいたします。

- ① Web 申込システムの申込者さま入力欄に工事内容の入力
- ② 添付資料（単線結線図等）へ工事箇所の具体的な記載
- ③ 添付資料（単線結線図等）は工事前と工事後を添付

①

○ご連絡事項
■ご連絡事項

申込者さま入力欄

(例1) 経年劣化によるPAS取替
(例2) 経年劣化によるケーブル張替

<Web 申込システムより参照>

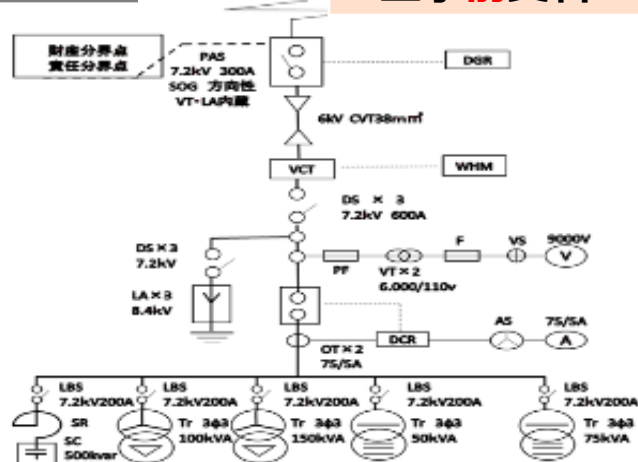
(例3) キュービクル更新
(例4) 同容量変圧器入替工事

最上部
最下部

③

Before

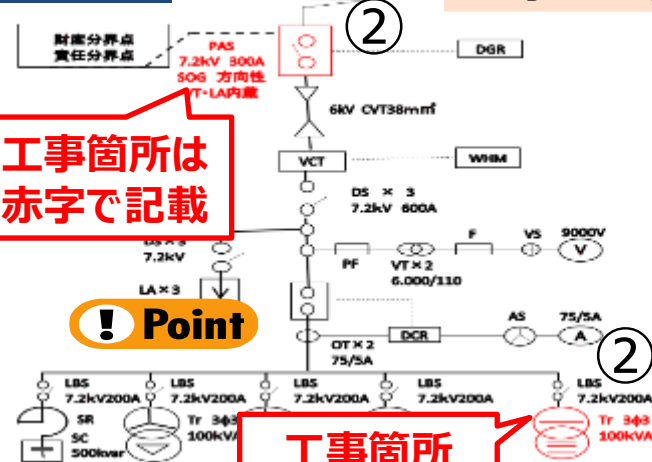
工事前資料



③

After

工事後資料



4-1. 接続供給開始希望日についてのお願い

- 供給開始希望日までの日数が期間を満たしていない場合、Web 申込システムによる受付ができません。下図の「申込種別」ごとの期間を考慮いただき、**裕度のあるお申込み**をお願いいたします。
- 接続供給開始日は、協議により決定となりますので、ご希望日に沿えない場合がありますことを、**あらかじめ需要者さまへお伝えいただきますようお願いいたします。**

<WEB 申込システム操作ガイド 91ページより抜粋>

! Point

B 申込種別	D サービスメニュー	E 契約決定方法	F 接続供給開始希望日
新設	必須選択	必須選択	申込日より1ヶ月以上先
電圧変更（新設）	必須選択	必須選択	申込日より1ヶ月以上先
契約変更（増加・減少）	任意選択	必須選択	増加：申込日より1ヶ月以上先 減少：申込日より2週間以上先
契約変更（増加・減少）＋設備変更	任意選択	必須選択	増加：申込日より1ヶ月以上先 減少：申込日より2週間以上先
設備変更	選択不可	選択不可	申込日より2週間以上先
サービスメニュー変更	必須選択	選択不可	申込日より2週間以上先

- **工事内容や供給場所により必要な工事期間が異なりますので、申込みの際は事前協議・事前検討（契約減少・SW等除く）をお願いいたします。**

4-2. 接続供給開始希望日についてのお願い



- 申込みいただく際に供給開始希望日を検討していただく目安として、当社ホームページに**各エリアの標準工程日数（高圧）を公開**しておりますのでご申請いただく際の目安にご活用をお願いいたします。

<当社ホームページ標準工程日数URL> <https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/duration/index-j.html>

！ Point

標準工程日数（高圧）

電気使用お申し込みから使用開始までの流れおよび当社工事等の所要工程日数等をエリア別に掲載しております。

電気をお届けするまでに電柱・電線等の工事を要する場合がございますので早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

※増設等のお申し込みに伴い、当社引込線等の取替工事が必要な場合、停電のお願いをすることがございますので、その旨をお客さまへお伝えいたしますようお願いいたします。



- 工事内容や供給場所により必要な工事期間が異なりますのであくまで目安としてご確認のうえ裕度をもったお申込みをお願いいたします。

5. 契約電力の根拠資料について

- 契約電力の妥当性を確認するため算定根拠を確認させていただきます。**契約電力500kW以上の協議契約の新設や、契約変更（実量性含む）の場合、根拠資料は必ずご提出いただきますようお願いいたします。**

＜掲載資料について＞

- 実量制契約・協議契約の双方の場合において、契約電力を変更する際の算定根拠資料※としてご使用いただけます。
- ※ 直近12ヶ月の最大需要電力の実績を根拠とする場合以外にご使用ください。

項番	協議方法	入力先シート
1	デマンドコントローラーの設置と設定値による契約電力の変更	1-1 デマンドコントローラーの設置と設定値 1-2 入力例(デマンドコントローラ)
2	省エネ照明機器への取り替えによる契約電力の変更（減少）	2-1 省エネ照明機器への取り替え 2-2 負荷設備容量(入力用) 2-3 入力例(省エネ照明機器)
3	契約受電設備の増減による契約電力の変更	3-1 契約受電設備の増減 3-2 受電設備容量(入力用) 3-3 入力例(受電設備)
4	契約負荷設備の増減による契約電力の変更	4-1 契約負荷設備の増減 4-2 負荷設備容量(入力用) 4-3 入力例(負荷設備)
5	過去実績による	※ 「電力使用計画」以外の提出書類は不要

※参考までに、当社ホームページに算定根拠の例を掲載しております。

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/santeikonkyo.zip>

6-1.系統連系申込みについて



【系統連系とは】

需要者が発電設備を設置し、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路または特別高圧電線路に電氣的に接続することをいいます。

【系統連系申込み】

系統連系をご希望される場合、当社へ系統連系申込みが必要となります。「**自家消費により売電をご希望されない場合**」と「**売電をご希望される場合**」でお手続き方法が異なります。当社ホームページへ、申込時に必要な手続きを掲載しておりますので必要となる資料をご確認のうえ申込みをお願いいたします。

【当社ホームページ手続き方法掲載箇所】

＜自家消費により売電をご希望されない場合（発電量調整供給契約なし）＞

※「売電を行わない発電設備を設置される場合のお申込み」の欄をご覧ください。

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/260323_list.xlsx

参考 ＜売電をご希望される場合（発電量調整供給契約あり）＞

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/flow/>

※特別高圧における接続検討について

特別高圧電力で連系する場合は、当社系統への売電有無にかかわらず、接続検討申込が必要となります。

詳細は、「自家消費を目的とした発電設備等の接続検討業務に関する取扱いの変更について（2017/6/30）」を参照ください。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/s_2906.pdf

6-2.系統連系申込みについて

発電設備の設置または変更の申込み【自家消費の場合】



- 系統連系申込については、新設または設備変更によるお申込をいただいておりますが、受付時に特に多くの確認が必要となるケースについて、ご案内させていただきます。
- 必要となる資料は「申込提出書類および記載項目一覧表」の「●売電を行なわない発電設備を設置される場合のお申込み」に掲載されておりますのでご活用くださいますようお願いいたします。

●売電を行なわない発電設備を設置される場合のお申込み

! Point

書類名	発電設備				
	太陽光	蓄電池	燃料電池/風力	常用発電機 (非常用は含まず)	その他 (バイオマス等)
1 系統連系申込書	○	○	○	○	○
2 系統連系申込書添付資料1-1	○	○	○	○	○
3 系統連系申込書添付資料1-2	○	○	○	○	○
4 系統連系申込書添付資料1-3	○	○	○	○	○
5 単線結線図	○	○	○	○	○
6 構内図	○	○	○	○	○
7 太陽光パネルの仕様書	○				
8 機器の仕様書		○	○	○	○
9 その他連系に必要な機器の仕様書	○	○	○	○	○
10 パワーコンディショナーの仕様書	○	○	○		
11 パワーコンディショナーの認証証明書 (JET認証品のみ)	○	○	○		
12 試験成績書(認証登録品以外の場合のみ)	○	○	○	○	○

需要者が押印済であることの確認をお願いいたします。

設置する発電設備ごとにご用意をお願いいたします。
2025年7月より1-2の様式が変更となっておりますので新様式にてお申込みをお願いいたします。

発電設備の設置箇所やRPR（逆電力継器）の接続箇所、リレー用のCT容量がわかるもののご用意をお願いいたします。

受電点・受電設備・発電設備の設置場所、当社引込柱がわかるもののご用意をお願いいたします。

型式、出力容量や発電設備の整定値を確認しておりますので、設置する発電設備、すべての関係書類のご用意をお願いいたします。
仕様書については一式全ての用意をお願いいたします。

7-1.W e b 申込システム申請時のお願いについて

- W e b 申込システムでご申請をいただいた申込みは，W e b 申込システムにて各種工程の進捗が確認できます。
- ご申請をいただいた翌々営業日に受付完了の通知が届かない場合，申し込み不備などの理由で差戻となまっている可能性が高いことから，W e b 申込システム上の工程照会で工程状況の確認をお願いいたします。また差戻しとさせていただいた理由は「一般送配電事業者入力欄に記載しておりますので，不備を解消していただき再申込みをお願いいたします。

工程照会				戻るメニュー	
				東京電力パワーグリッド株式会社	
ログインユーザ:作業者00000000さま					
■ 申込情報					
申込番号	2221800000012	設計番号	5A04028	工程状況	再申込待ち
供給地点特定番号	03-1011-2060-8030-0002-8440				
需要場所	都県～丁目	XXXXXXXXXXXX			
	番地	XX			
建物名(漢字)					
棟番号			号室		
■ ご連絡事項					
申込者さま入力欄	キュービクルの増設です。契約容量の変更はございません。				
一般送配電事業者入力欄	※差戻し(7/9) 今回お申し込みの受電設備容量(合計)が空欄となっております。 お手数おかけしますが、ご入力いただいて再度ご申請のほどよろしくお願いいたします。				

※差戻しとした場合「工程状況」が「再申込待ち」となります。

7-2.W e b 申込システム申請時のお願いについて

- W e b 申込システムでご申請をいただいた申込みで申請内容に変更がある場合は、変更内容をメールで送信するのではなく、W e b 申込システム上で変更をいただきますようお願いいたします。工程状況や項目によっては、変更ができない事がございますが、その場合は「申込者さま入力欄」に変更内容を入力いただきますようお願いいたします。

■ご連絡事項

申込者さま入力欄

※申請内容の変更ができない場合はこちらに変更内容の記載をお願いいたします。

<W E B 申込システム操作ガイド 112ページより抜粋>

3. 申込内容照会・訂正・取消

申込内容照会

■申込みを取り消す場合は「取消」をクリックしてください。
[申込み取消] P109へ

■工事費負担金の支払情報を登録する場合は「支払情報登録」をクリックしてください。
[申込支払情報登録] P115へ

■申込み内容を訂正する場合は「訂正」をクリックしてください。
[申込み訂正] P114へ

※ファイル（図面が縮小時のみ）のダウンロード
※選択欄によりダウンロードするファイルを選択
※「ダウンロード」をクリック

工程状況と申込みの訂正・取消の可否

工程状況・入金状況	内容	訂正	取消
一時保存	申込前の一時的保存	○	○
待申込待ち	申込内容不備等による差し戻し後、小規模工事業者さまによる再確認中（申込前段階）	○	○
申込受付待ち	申込済（受付前段階）	○	○
申込受付中	申込受付中	×	×
申込受付完了	申込の受付完了	○	○
お支払先情報登録待ち	工事費の支払先情報の登録待ち※工事費負担金が発生する場合	○	○
お支払先情報登録完了	工事費の支払先情報の登録完了※工事費負担金が発生する場合	○	○
お支払先情報確認	工事費の支払先情報を確認済※工事費負担金が発生する場合	○	○
お支払確認待ち	工事費の支払確認の登録待ち※工事費負担金が発生する場合	△	○
お支払確認完了	工事費の支払確認済（入金確認済）※工事費負担金が発生、支払方法：請求書の場合	△	○
お支払再確認	入金確認不能等による差し戻し後、小規模工事業者さまによる支払確認の再確認※工事費負担金が発生、支払方法：請求書の場合	△	○
お支払確認完了	工事費負担金の入金確認完了	△	○
落成登録待ち	設計や用地交渉が完了、落成連絡の登録待ち	△	○
落成登録完了	落成連絡の登録完了	△	×
落成登録取消	落成連絡の登録・受付後に落成連絡を取消	△	×
落成受付完了	落成連絡の受付完了	△	×
退電完了	退電完了済	×	×
申込取消	申込取消済	×	×

<凡例（訂正）> ○：全項目の訂正可能 △：接続供給開始希望日、需要者情報、申込内容以外は訂正可能 ×訂正不能

8-1.撤去申込みについて

廃止（撤去）の定義（スイッチング支援システム取扱マニュアルより）

需要者の転出等に伴い、電気の使用を廃止することを『廃止（撤去）』といいます。原則として供給設備は撤去しますが、需要者の入れ替わり後、間もなく電気が使用されるケースにおいて供給設備を残置することもあります。この場合、低圧とは異なりスイッチング支援システムによる「再点」受付はありません。

廃止（撤去）の申込方法

スイッチング支援システム

申込対象範囲：高圧500kW未満 実量制契約の地点

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営するシステムよりお申込をいただく申込方法

メール申込（接続供給兼基本契約申込書）

申込対象範囲：上記以外全て

東京電力パワーグリッドがご案内したメールアドレスへ「接続供給兼基本契約申込書」を送付いただく申込方法

標準申込期間：2週間以上前（開閉器が無い地点や特別高圧の地点は調整に時間がかかるため、早めのお申込みをお願いいたします）

8-2.撤去申込みについて



申込時に必要な情報について

廃止（撤去）を実施するにあたり、様々な情報が必要となります。日程調整や現地立会者の情報等、調整に必要な情報は以下のとおりとなります。

必要項目	理由
日程調整者・連絡先	廃止（撤去）日程を調整するために必要となるため。
解体の有無	解体が有る場合は、契約廃止とは別に、引込線や計量器等、当社設備の撤去調整が必要となるため。
解体予定日	
設備残置の希望有無	需要場所の所有者変更起因の廃止や、地中設備等、再利用を予定している場合は、その旨をお知らせ願います。また、撤去を希望される場合は希望日をお知らせ願います。
設備の撤去希望日	
立会者・連絡先	契約廃止作業、設備撤去作業等、現地作業時の立会が必要となるため。
主技技術者・連絡先	廃止（撤去）の実施にあたり電気設備操作のお願いをする可能性があるため。

8-3.撤去申込みについて



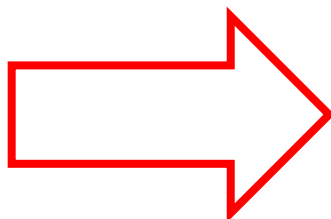
スイッチング支援システム申込について

スイッチング支援システムでは、システムの仕様上※印の必須事項を入力すると申込みができますが、円滑な調整を行うため、必須事項以外の項目についても入力をお願いいたします。

申込時のお願いについて

前項でご案内した必要な情報のうち、システム入力が出来ない項目については、別途メールにて情報提供をいただけると幸いです。（以下赤字項目）

日程調整者
日程調整者連絡先
解体の有無
解体予定日
設備残置の希望有無
当社設備の撤去希望日
立会者
立会者連絡先
主任技術者
主任技術者連絡先



赤字部分の情報や、個別に事情がある場合等、システムに記載出来ない情報については、メールにて情報提供をお願いいたします。

8-4.撤去申込みについて



スイッチング支援システム入力時のお願いについて

立会の可否については、システム仕様上は「立会い不可」を選択可能ですが、撤去・新設等の契約上の手続き以外の現場作業が伴う撤去については立会が必須となりますので、「立会い可」をご選択いただきますようお願いいたします。

立会可否：	▼ 立会い可 立会い不可
立会希望日：	

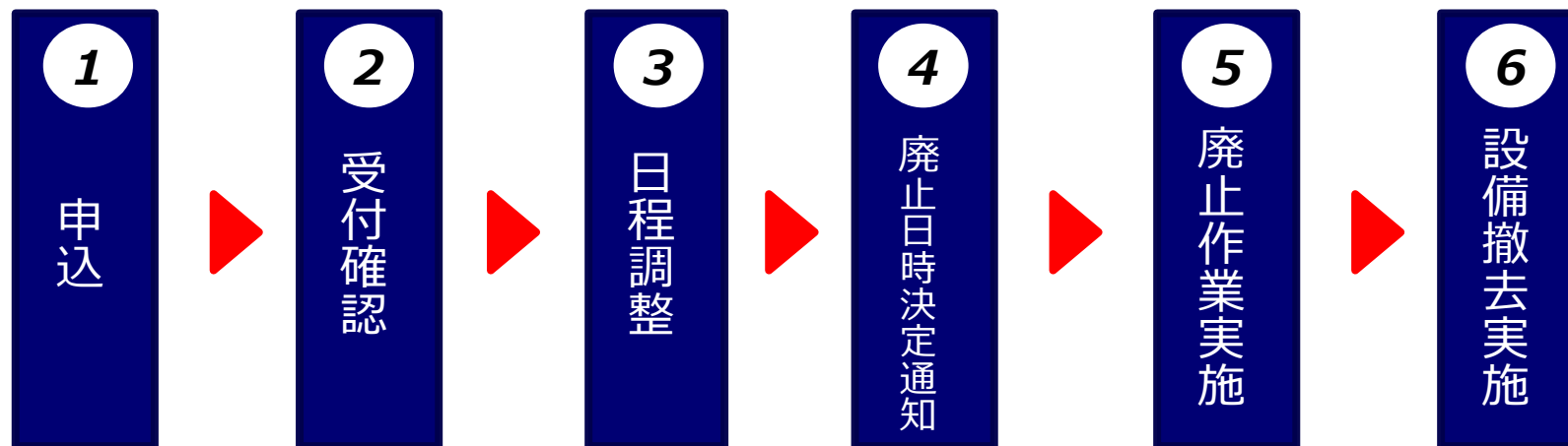
申込者氏名の選択欄を「同一」を選択すると「連絡先電話番号」の入力が出来ないため、需要者と申込者が同一の場合であっても、「異なる」を選択いただき、最新の需要者連絡先を入力いただきますようお願いいたします。

申込者（需要者さま以外から申出の場合）：						
申込者氏名：（全角・40桁）	異なる ▼ 異なる 同一					
連絡先電話番号：	▼		-		-	

8-5.撤去申込みについて



申込みから撤去までの流れについて



ステップ		実施者	実施内容
1	申込	小売電気事業者	小売電気事業者さまよりお申込を実施。
2	受付確認	高圧受付 G	高圧受付 G にて申込内容の確認。
3	日程調整	受け持ち支社	当社受け持ち支社より需要者さまに日程調整の連絡実施。
4	廃止日時決定通知	高圧受付 G	電源開放日確定後，小売電気事業者さまへ廃止日時決定の通知実施。
5	廃止作業実施	受け持ち支社	電源開放等，電気供給停止を実施。
6	設備撤去実施	受け持ち支社	引込線や計量器等，当社設備の撤去を実施。

8-6.撤去申込みについて

よくあるご問合せと回答について

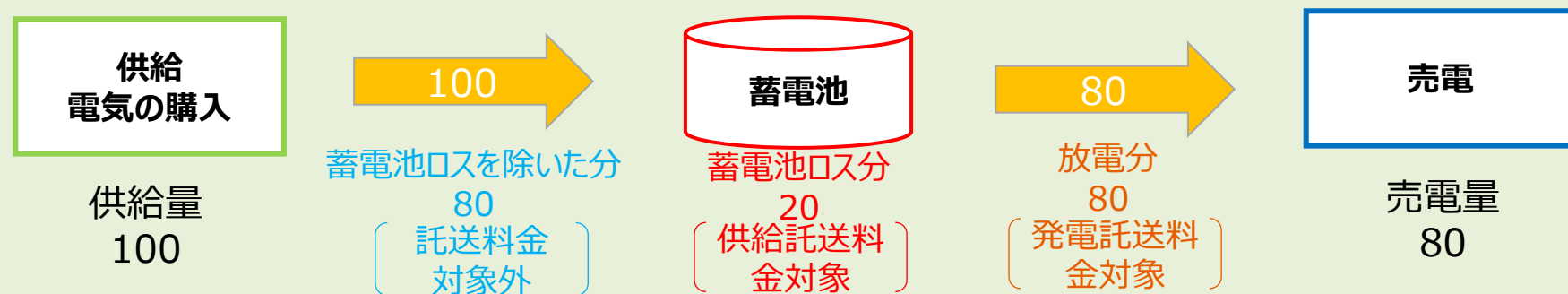
お問合せ	回答
スイッチング支援システムの接続供給廃止年月日と需要者さまとの日程調整後に当社から通知した接続供給廃止日が相違していた場合、スイッチング支援システムの接続供給廃止年月日の変更は必要か。	スイッチング支援システムの供給廃止年月日については予定日となりますので変更は不要となります。
PAS開放済のため、接続供給廃止日を遡れないか。	申込時に既にPAS開放済みであっても、接続供給廃止日を遡って受付することはできかねますのでご了承ください。
接続供給廃止日が申込時の希望日と相違しているがなぜか。	接続供給廃止日については、当社受け持ち支社が需要者さまと電源開放日を調整し決定いたします。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

9-1.蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要



- 蓄電池における特別措置は託送供給等約款に基づく措置となります。
- 蓄電池に系統からの電力で充電され、再度系統に放電される電気については、蓄電ロス分のみ託送料金が課され、それ以外は課金対象外となる特別措置「蓄電池特措」を適用することが可能となります。

【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量のイメージ】



【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量の算定方法】

託送料金課金対象電力・電力量 (kW・kWh)

$$= \text{蓄電池 L} \times \text{ロス率 (協議値)} + \text{その他負荷}$$

計量値 協議により決定 系統用蓄電池単独需要の場合はその他 L はありません。

※予備送電サービスには特措の適用はございません。

＜託送供給等約款（令和8年4月1日実施）附則 抜粋＞

4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）(ロ) 当該供給地点におけるロの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

9-2.蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要



- 蓄電池における特別措置を適用する場合，ロス率の協議が必要となります。
- 協議を実施するにあたり，ご準備いただく資料がございますので接続供給申込み時にご提出をお願いいたします。
- 【ご提出いただきたい書類】
 - ・ご設置される**PCSの変換効率、蓄電池の変換効率**のわかる仕様書等
 - ・**負荷設備一覧**

なお，ロス率については以下の計算式を原則として協議させていただきます。

【計算式】

$\text{ロス率} = 1 - (\text{PCSの変換効率}\% \times \text{蓄電池の変換効率}\% \times \text{PCSの変換効率}\% \times \dots)$

※ P C S の変換効率は充電時と放電時の 2 回あるため

※上記によらない算定方法にて協議をご希望の場合は、お申し出をいただきますようお願いいたします。

10-1.弊社へお問合せいただく際のお願いについて

- 申請方法や申請後の進捗確認等弊社へお問合せいただく際は、お問合せの内容を正確に把握することを目的に、極力メールでお問合せをいただきますようお願いいたします。
- お問い合わせいただく際は、供給地点特定番号のご記載をお願いいたします。
- 電気工事店様等の工事工程等の確認をいただく際は、各担当事業所にて対応させていただきますので、弊社ＨＰに掲載させていただいている連絡先へお問合せをいただくようご案内をお願いいたします。
- 弊社ＨＰによくあるご質問・お問い合わせに対し、ご回答を掲載させていただいておりますので、弊社へお問合せいただく前にご確認をいただきますようお願いいたします。

【各担当事業所掲載箇所】

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop-search/index-j.html>

【よくあるご質問・お問い合わせ】

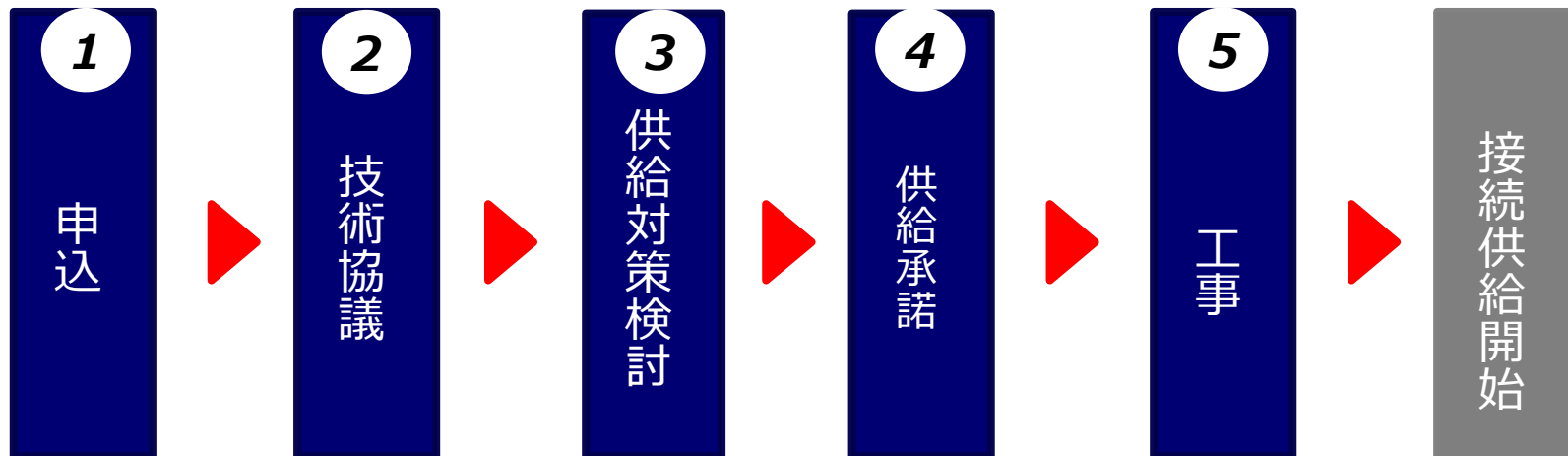
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/20251111_faq.pdf

※イメージ

NO	質問	回答
1	申込みの進捗状況を確認したいが、受持支社の連絡先がわからない。どこへ問い合わせをしたらよいか。	高圧の弊社工事工程に関するお問い合わせについては、弊社ホームページの事業所検索より受持支社を確認し、電気工事店さまよりグリッドサービスグループ（高圧工程担当）へお問合せをお願いいたします。 <電気工事店さま用事業所検索> 弊社ホームページの「電気工事店さま・電気主任技術者さま－お役立ち情報－事業所検索」より事業所検索をお願いいたします。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop-search/index-j.html なお、特別高圧の弊社工事工程や弊社工事の伴わない高圧の設備変更（自家消費の系統連系申込み等）に関しては、弊社コンタクトセンター（0120-995-007）へお問合せをお願いいたします。

10-2.弊社へお問合せいただく際のお願いについて

各工程によりお問合せ先がことなりますので以下を参照いただきますようお願い申し上げます。



ステップ		お問合せ先
1	申込	ネットワークサービスセンター高圧受付 G
2	技術協議	各担当事業所またはコンタクトセンター
3	供給対策検討	各担当事業所またはコンタクトセンター
4	供給承諾	ネットワークサービスセンター高圧受付 G
5	工事	各担当事業所またはコンタクトセンター

11.当社からの連絡について



- 高圧・特別高圧で接続供給契約に関する情報を通知する際、情報事故防止の観点から一部通知する情報を限定させていただく場合がございます。

【一部限定させていただく場合がある情報】

項目	情報の種類
契約者さま（小売電気事業者さま）情報	名称
需要者さま情報	名称，住所，連絡先，供給地点特定番号
需要者さま契約情報	契約電力

- 弊社からメール等でご連絡させていただく際には、基本的にはお申込番号にて通知させていただきます。失礼とは存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



小売電気
事業者さま



東京電力 P G ネットワーク
サービスセンター

12-1. 新增設に係る約款認可申請のお知らせ

- 当社は、2026年6月24日、電気事業法第18条第1項に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。なお、同日6月24日に弊社エリアのご契約者さまに託送供給等約款の認可申請を行った旨をメールにてご案内させていただいております。
- 供給電圧が特別高圧の需要側に係る託送供給等約款の変更内容がございますので、概要を次スライドにてご説明いたします。

【参考】当社ホームページに特別高圧需要側の変更内容の資料を掲載しております
<当社ホームページURL>

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/index-j.html>

高圧・特別高圧供給お申込み概要

お知らせ

[一覧 >](#)

2026年6月24日	託送供給等約款の変更認可申請について（特別高圧の接続供給契約に係る変更内容） (zip:2.27MB)
2026年5月28日	特別高圧（66kV以上）工事における早期情報提供のお願い  (327KB)
2025年11月20日	大規模供給ポテンシャルマップの当社ホームページへの公開について  (651KB)
2025年8月20日	接続供給兼基本契約申込書等の原本郵送の廃止について  (92.8KB)
2025年6月30日	分割接続供給の導入に伴う自己託送／小売供給（みなし分割接続供給）の扱いについて (zip:3.39MB)



12-2. 新增設に係る約款認可申請のお知らせ

【変更ポイント①】お客さま都合によるお申込内容の不備・変更時の扱い

申込みの不備または変更が発生した場合、当該お申込みは取り消しとなります（当社の供給対策工事や技術検討の結果に影響を及ぼさない「軽微な変更」であると当社が判断した場合、お申込みは取り消しとならないことがあります）

【変更ポイント②】工事費負担金入金までの期限設定

経済産業大臣の認可を受けた約款の実施日（2026年10月1日予定）以降、お支払い期限内（供給承諾から3ヶ月以内）に工事費負担金のお支払いがない場合、当該お申込みは取り消しとなります。上述の理由をはじめとして、お申込みが取り消しとなった場合、当社は、工事着手後（必要資材の発注を含みます。）あるいは工事着手前であっても、要した費用の実費をお客さまから申し受けますのでご注意ください。

【変更ポイント③】技術検討結果回答と同時の供給承諾

技術検討結果のご回答から供給承諾に至るまでの期間が長期化し、系統容量が長期間確保されることを防ぐため、お申込みに対する技術検討結果の需要家さまへの回答（最短の接続供給開始予定日をお知らせ）と同時期に、お申込みいただいた小売電気事業者さまへ供給承諾（工事費負担金の請求）を実施いたします。

【注意点】

これらの扱いは経済産業大臣の認可を受けた約款の実施日（2026年10月1日予定）より前のお申込みも対象となります。

13-1.スイッチング申込みについて



【スイッチングとは】

スイッチングの定義（スイッチング支援システム取扱マニュアルより）

需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現(旧)小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う（マッチングといいます）と、スイッチング成立となります。

【スイッチングの申込み方法】

スイッチング支援システム（申込期日：接続供給開始日の8営業日前）

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営するシステムよりお申込みをいただく申込方法であり、対象は、高圧で契約電力500kW未満（予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点を除く）となっております。

Web申込システム（申込期日：接続供給開始日の8営業日前）

東京電力パワーグリッドが運営するシステムよりお申込みをいただく申込方法であり、対象は、特別高圧および高圧で契約電力500kW以上かつ契約決定方式が協議契約の供給地点（予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点を含む）となっております。

【システム申込分の受付可否問合せについて】

システム申込分は、小売電気事業者さまにてステータス管理・確認をお願いしております。

申込日の翌営業日にシステム判断のうえ受付し、不備があれば翌営業日に「却下」ステータスへ遷移致します。そのため、翌営業日以降にシステムステータスをご確認いただき、必要に応じて再申請をお願いいたします。申込当日の受付可否については、回答が出来かねますので裕度のあるお申込みをお願いいたします。

13-2.スイッチング申込みについて

メール申込み（全量）

- 東京電力パワーグリッドがご案内したメールアドレスへ「接続供給兼基本契約申込書」を送付いただく申込方法であり対象は以下のとおりです。
- ・ 高圧で契約電力500kW未満かつ予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点
 - ・ 高圧で契約電力500kW以上の「実量契約」の供給地点
 - ・ 特別高圧で契約電力500kW未満の供給地点
 - ・ 臨時契約の地点、域外供給の地点、蓄電池特措の地点、総合契約の地点

申込期日：現契約内容によって異なります

<接続供給開始希望日の8営業日前>

- ・ 高圧で契約電力500kW未満かつ予備送電サービスA、予備送電サービスBおよび自家発補給電力等を契約している供給地点
- ・ 高圧で契約電力500KW以上の「実量契約」の地点
- ・ 特別高圧で契約電力500kW未満の地点
- ・ 臨時契約の地点
- ・ 域外供給の地点

<接続供給開始希望日の1ヶ月前>

- ・ 蓄電池特措の地点

※蓄電池特措の継続をご希望の場合は、
 その他特記事項へ特措適用継続の旨
 記載願います。

- ・ 総合契約の地点

【申込記載例】

名義：託送上の契約
 名義を記載願います。

接続供給兼基本契約申込書別紙（需）			
（カ）カ） 需	需	需	需
供給地点特定番号	（カ）カ） 需		
電気の使用住所	（カ）カ） 需		
供給地点	（カ）カ） 需		
申込内容	（カ）カ） 需		
接続供給	（カ）カ） 需		
希望日	（カ）カ） 需		
料金種別	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
契約電力	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
（内自家発補給電力）	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
供給電圧	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
計量電圧	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
予備送電サービスA	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
予備送電サービスB	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
ピークシフト電力	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
受電設備容量（合計）	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
負荷設備容量（合計）	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
発電設備容量（合計）	今回： -	従来： -	（カ）カ） 需
接続供給電力の計画値および接続供給電力の計画	（カ）カ） 需		
パルス受給の要否	（カ）カ） 需		
需要者窓口連絡先	会社・所属	氏名	電話番号
主任技術者連絡先	会社・所属	氏名	電話番号
その他特記事項			

実量制の場合の契約電力は「実量制」と記載願います。

開始の際は「今回欄」、
 廃止の際は「従来欄」
 を記載願います。

現契約をご確認いただき、
 内自家補相当分、予備送電
 サービスA、予備送電サー
 ビスBを記載願います。
 ※解約する場合は、別途設
 備変更等のお申込みが必要
 となります。

蓄電池特措の継続をご希望
 の場合は、その他特記事項
 へ特措適用継続の旨記載願
 います。

※書式を変更されてしまうと受付不可になりますのでご注意ください

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/rm_170727_2_1.pdf#page=1



13-3.スイッチング申込みについて

メール申込み（分割接続供給，みなし分割接続供給，自己託送二社供給）

【分割接続供給】

部分供給に関する指針の廃止に伴い，分割接続供給が導入されました。

分割接続供給とは当面の対策として措置されてきた部分供給とは別に需要者が一の需要場所において1引込み・1計量により異なる二社の小売電気事業者から供給を行なうことをいいます。

分割接続供給につきましては，約款に記載されましたので協定書の締結は不要となります。

流通費用調整の精算先は非需要追従側となります。

【みなし分割接続供給】

分割接続供給の導入および部分供給に関する指針の廃止に伴い，1需要場所において，自己等への電気の供給および小売供給を行うための二社供給を，分割接続供給の枠組みに準じて「みなし分割接続供給」として取り扱うこととしております。

みなし分割接続供給につきましては，事業者の組み合わせごとに協定書を締結致します。（地点ごとの締結は不要となります）

流通費用調整の精算先は非需要追従側となります。

【自己託送/小売電気事業者の二社供給（以下「自己託送二社供給」という。）】

1需要場所において，自己等への電気の供給および小売供給を行うための二社供給でみなし分割接続供給をご希望されない場合，従来の自己託送/小売供給のご契約となります。

自己託送二社供給については，従来の協定書を地点ごとに締結致します。

流通費用調整の精算先はお申込み時にご選択いただきます。

従来のお申込み書でのお申込みとなるため，その他特記事項へ二社供給の情報を記載いただく必要がございます。

【主契約と自家発補給電力の契約を別の小売電気事業者が供給を行っている供給地点】 （以下「自家補のみ二社供給」という。）

主契約と自家発補給電力を別の小売電気事業者が供給するご契約となります。従来の協定書を地点ごとに締結致します。

従来のお申込み書でのお申込みとなるため，その他特記事項へ二社供給の情報を記載いただく必要がございます。

13-5.スイッチング申込みにについて

【お申し込んだいた後のマッチング確認について】

スイッチング支援システム、Web申込システム

- システム上の受付工程をご確認いただき「申込処理中」となっていればマッチング完了です。
※なお「廃止取次システム」のステータスと「スイッチング支援システム」のステータスは異なりますのでご承知おき下さい。

メール申込み

- 申込内容を不備なく受領いたしますと「託送申込番号の通知」を送付いたします。
- 申込期日の1週間前に「申込状況通知」（マッチング状況のご案内）を送付しております。
- マッチング成立している場合は、接続供給開始日の5営業日前を目途に、接続供給開始のお知らせを送付しております。

【スイッチングと同時にご契約を変更したい場合】

スイッチングは、現契約内容にて申請が必要であるため、契約変更を希望する場合は、マッチング後（またはスイッチング日以降）に契約変更の申請をお願いいたします。
なお、契約変更の申込期限は以下のとおりとなりますので、裕度のあるお申込みをお願いいたします。

申込種別	接続供給開始希望日
契約変更（増加・減少）	増加：申込日より 1 カ月以上先 減少：申込日より 2 週間以上先

14. 新增設・スイッチング申込みが重複する場合の扱いについて

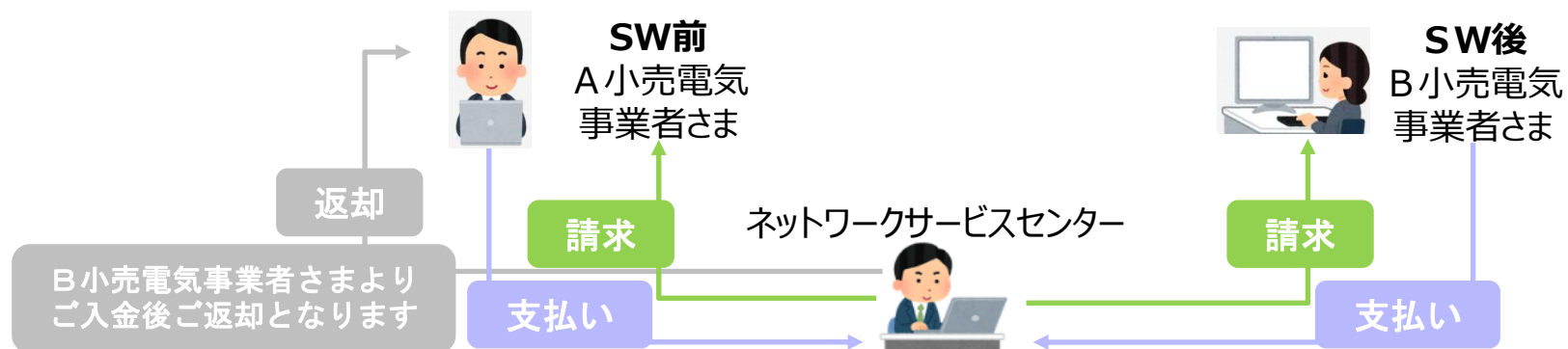


スイッチング申込よりも前に新增設のお申込をいただいていた場合の扱いについて

- 新增設申込み（以下、「申込み」という。）の接続供給開始日がスイッチング日以降になる場合は、スイッチング後の小売電気事業者さまから改めて申込みをいただく必要があります。
- スwitching後の小売電気事業者さまからの申込みに際し、スイッチング前の小売電気事業者さまからの申込みを取消いただく必要がございます。
- また、小売電気事業者さまが同一の供給地点に対し複数のお申込みを頂く場合、完了していない申込みが存在すると、Web申込システムでエラーとなり申込みできませんのでご注意ください。

スイッチング時の工事費負担金の在り方について

- スwitching前の小売電気事業者さまからの申込みにいて、すでに工事費負担金の授受を実施している場合は、申込みの取消とともに工事費負担金を返却し、スイッチング後の小売電気事業者さまへ改めてご請求をさせていただきます。
- なお、工事が中断しないようにするために、スイッチング後の小売電気事業者さまからのご入金後に返却させていただきます。



15-1.スイッチング申込に関するお問合せ

お問合せ	回答
全般的なお問い合わせについて。	当社ＨＰに「よくある質問」を掲載しているため、まずは一読いただき、ご不明な点がございましたら、メールにて問い合わせをお願いいたします。 (https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/pdf/20251111_faq.pdf) お問い合わせの際は、件名に問い合わせ内容を記載いただき、本文に具体的な内容・供給地点特定番号などの記載をお願いいたします。入電において問い合わせ内容が不明確な場合等によりお答えに齟齬が発生する可能性もありますため、入電による問い合わせは受け付けしておりませんので、ご了承ください。至急の対応希望の場合は、件名にその旨記載願います。なお、内容や受付時間により、至急の対応が出来ない場合もございますためご了承ください。
スイッチングのマッチング状況確認をしたいがどのように問い合わせをすればよいか。	システム申込分は、小売電気事業者さまにてステータスのご確認をお願いいたします。 メール申込の場合は、接続供給開始希望日の約1週間前にマッチング状況のお知らせを送付しております。それ以前に確認が必要な場合は「供給地点特定番号」と「メール申込分のマッチング状況確認依頼」であることを本文に記載し、メールでお問い合わせをお願いいたします。
廃止取次システムでエラーが出てしまうので対応方法を教えてほしい。一度却下になったので再申請しようとしたらエラーになった（廃止取次システムからやり直そうとしていた）場合はどうすればよいか。	廃止取次システムについては、当社では確認できないため電力広域的運営推進機関（OCCTO）へ問い合わせいただくようお願いいたします。 なお、一例として「申込処理中」のステータスだが、「マッチング（ＯＫ）」にならない。

15-2.スイッチング申込に関するお問合せ

お問合せ	回答
スイッチング支援システムやweb申込システムの操作方法やステータスの確認方法、申込後の訂正方法を教えて欲しい。	スイッチング支援システムに関しましては、電力広域的運営推進機関（OCCTO）のシステムマニュアルをご確認下さい。 Web申込システムに関しましては、当社HPの電気工事店さま・主任技術者さま向けのお知らせにございます、「2020年9月29日：機能拡充および変更後のWeb申込システムの操作方法等について（ZIP:20.9MB）」のご確認をお願いいたします。
スイッチング申込が名義相違で却下となったが現小売電気事業者へ確認済の名義で申込みをしている。	現小売電気事業者さまが管理している名義と当社への届出名義が相違している可能性があるため、現小売電気事業者さまへ「供給地点明細表（GLリスト）」をご確認いただくようお願いいたします。 当社からは、現契約内容をお伝えすることは出来かねます。
システムにて申請した際に「メール申込対象」のエラーが発生したため、メール申込対象の理由を確認したい。	メール申込み対象範囲は、本資料の32スライドをご確認願います。 現小売電気事業者さまのご契約内容を当社から伝えることができないため、詳細は需要家さま又は現小売電気事業者さまへご確認をお願いいたします。
システムの受付工程が「申込処理中」から進まないがスイッチングが無事に開始されるか確認したい。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムの受付工程が「申込処理中」から「処理完了」へ遷移するタイミングは「接続供給開始日」以降、当社内の処理完了後となります。なお、「申込処理中」が供給承諾ステータスとなるためマッチング完了となります。

15-3.スイッチング申込みに関するお問合せ

お問合せ	回答
システム申込みに接続供給開始日を入れるとエラーが発生してしまう。	相手側小売電気事業者さまが入力されている日程と相違している場合にエラーが発生します。相手側小売電気事業者さまに日程をご確認願います。
現在の名義とスイッチング後の名義が違うため修正したい。	現在の名義でスイッチング申込みをしていただき、スイッチング開始後、需要者情報変更をお申込願います。 ※使用者が変更となる場合はスイッチングではなく、撤去・新設としてお申込み願います。
お問い合わせ時の事業者名および署名についてどうすればよいのか。	お問い合わせいただいた地点のご契約小売電気事業者さまと、お問い合わせいただいた方の事業者名および署名が相違していることがございます。情報漏洩の観点から事業者名が相違しているとお答えする事が出来ません。子会社さま等業務委託されている場合であっても、ご契約の小売電気事業者名としてご連絡をお願いいたします。



以 上